

食品安全委員会（第469回会合）議事概要

日 時：平成25年4月1日（月） 14：00～15：45
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか5名出席
傍聴者：報道1名、役所3名、一般11名

議事概要

- (1) 平成25年度食品健康影響評価依頼予定物質について（食品中の暫定基準を設定した農薬等）
（厚生労働省からの報告）

→厚生労働省から報告。

厚生労働省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (2) 平成25年度食品健康影響評価依頼予定物質について（飼料中の暫定基準を設定した農薬）

→農林水産省から報告。

農林水産省に対し、食品健康影響評価に必要な準備を整え、計画どおり評価依頼を行うよう要請。

- (3) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について
・「食品中のリステリア・モノサイトゲネス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を微生物・ウイルス合同専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「ジョサマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「ファモキサドン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「フルキサピロキサド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ファモキサドンの一日摂取許容量を0.006mg/kg体重/日と設定する。」「フルキサピロキサドの一日摂取許容量を0.021mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクトS95-IB）/鶏伝染性気管支炎（S95-P7株）生ワクチン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「馬鼻肺炎生ワクチン（エクエヌテクト ERP）/馬鼻肺炎生ワクチン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ2）/牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクトS95-IB）」、「馬鼻肺炎生ワクチン（エクエヌテクトERP）」及び「牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ2）」については、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（“京都微研”キャトルウィン-6）の再審査」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「ARG-No. 3株を利用して生産されたL-アルギニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統については、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」、ARG-No. 3株を利用して生産されたL-アルギニンについては、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

（６）平成２５年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から報告。

事務局において、平成２５年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。

（７）食品安全委員会の運営について（平成２５年１月～３月）

→事務局から報告。